

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約  
第3条第6号に基づき構成員について別に定める事項

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約第3条第6号において別に定める者は、次表のとおりとする。

(表)

公益財団法人大阪府都市整備推進センター
---------------------

附 則

(施行期日)

平成28年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日 一部改正)